3　前項の規定により備え付ける救命艇又は救命いかだのうち一の救命艇又は救命いかだが使用できない場合において、各舷において使用できる救命艇又は救命いかだが最大搭載人員を収容するため十分でないときは、各舷において使用できる救命艇又は救命いかだが最大搭載人員を収容するため十分となるように追加の救命艇又は救命いかだを備え付けなければならない。

4　総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船には、第二項の規定により備え付ける救命艇又は救命いかだに代えて、次に掲げる救命艇及び救命いかだを備え付けることができる。

一　船尾に、最大搭載人員を収容するため十分な自由降下式救命艇

二　最大搭載人員を収容するため十分な救命いかだ

5　第二項から前項までの規定により備え付ける救命いかだは、進水装置用救命いかだでなければならない。ただし、次に掲げる救命いかだにあつては、この限りでない。

一　水面上四・五メートル未満の甲板上から乗り込む救命いかだ

二　当該救命いかだの定員分の人員が乗り込むことができるように配置された降下式乗込装置により乗り込む救命いかだ

6　船舶救命設備規則第十四条第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第二十五条第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、専ら本邦の海岸から二十海里以内の海面又は内水面において従業する一般漁船（総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船を除く。）に備え付ける救命艇及び救命いかだについてそれぞれ準用する。

7　船舶救命設備規則第八十七条第一項（第十四号に係る部分に限る。）の規定は、第二項から第四項までの規定により備え付ける救命艇についてそれぞれ準用する。この場合において、同号中「第三種船」とあるのは「総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船」と読み替えるものとする。

8　船舶救命設備規則第九十条第一項（第八号及び第九号に係る部分に限る。）の規定は、第二項から第四項までの規定により備え付ける救命いかだについて準用する。この場合において、同令第九十条第一項第八号及び第九号中「第三種船」とあるのは「総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船」と読み替えるものとする。

（救助艇）

第四十九条　総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船には、一隻の救助艇を備え付けなければならない。ただし、管海官庁が当該船舶の構造等を考慮してやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

2　前項の規定により備え付ける救助艇が、救命艇の要件に適合する場合には、前条第二項から第四項までの規定の適用については、これを救命艇とみなすことができる。

（救命艇及び救助艇の数）

第五十条　総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船に備え付ける救命艇及び救助艇の合計数は、当該船舶に備え付ける救命いかだの数を九で除して得られた値未満の数であつてはならない。

（救命浮環）

第五十一条　（略）

2　前項の規定にかかわらず、総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船には、総トン数三千トン以上のものにあつては八個、総トン数三千トン未満のものにあつては六個の救命浮環を備え付けなければならない。

3　船舶救命設備規則第九十二条第三項及び第五項の規定は、前二項の規定により備え付ける救命浮環について準用する。この場合において、同条第五項中「長さ三十メートル未満の第二種船（平水区域を航行区域とするものに限る。）及び第四種船」とあるのは「第一種漁船（総トン数九百五十トン以上のケープタウン協定適用船を除く。）」と読み替えるものとする。

（新設）

2　船舶救命設備規則第十四条第三項（第二号に係る部分に限る。）及び第二十五条第三項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、専ら本邦の海岸から二十海里以内の海面又は内水面において従業する一般漁船に備え付ける救命艇及び救命いかだについてそれぞれ準用する。

（新設）

（新設）

第四十九条　削除

（新設）

第五十条　削除

（救命浮環）

第五十一条　（略）

（新設）

2　船舶救命設備規則第九十二条第三項及び第五項の規定は、前項の規定により備え付ける救命浮環について準用する。この場合において、同条第五項中「長さ三十メートル未満の第二種船（平水区域を航行区域とするものに限る。）及び第四種船」とあるのは「第一種漁船」と読み替えるものとする。